

類型7-1) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～暴力・暴言・体罰・いじめ

<事例>

あるスポーツ団体の代表チームの指導者が、選手に対して長期間にわたる暴力的指導を行っていたことが判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

指導者による選手に対する暴力事件等スポーツ団体の関係者間で問題が起きた場合は、スポーツ団体として、事実関係の確認、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を採ることが求められます。

日本のスポーツ界においては、2013年4月25日に、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟により「暴力行為根絶宣言」⁷⁷が採択されており、各スポーツ団体においても、暴力等の不当行為の禁止を明確にする立場を表明し、倫理規程等の関連規程を整備する必要があります。

⁷⁷ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～迅速かつ公正な調査

暴力的指導等の不祥事が起きた場合、まず、スポーツ団体として、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から詳細な事情聴取を行います。

内部通報窓口等に寄せられた暴力事案等であったとしても、通報者に事情を聞くのみで終わらせることなく、不祥事を起こしたとされる本人はもちろんのこと、直接の被害者がいる場合には、当該被害者を含め、関係者にも幅広く事情を聞くことが求められます⁷⁸。また、事情聴取の内容は、後に処分を決める際等に参照されることになるため、メモ等にその詳細を記録しておく必要があります。聴取内容の正確性を確保するためには、作成した当該メモ等を事情聴取の対象者に確認してもらうことが望ましいといえる場合もあります。

さらに、スポーツ団体内部の理事等のみが調査を行うと、従来の人間関係等から、公正・中立な調査を期待できないことも考えられます。そこで、例えば、弁護士や大学教員等、スポーツ団体外の有識者が関与して調査を行うことを検討すべきでしょう。事案の内容、規模によっては、外部の有識者による第三者委員会等を構成する必要もあります⁷⁹。

調査の結果を踏まえて、不祥事が起きた原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することも重要です。

(2) 関係者への説明

各種助成金⁸⁰を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要があるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還

⁷⁸ JSAA-AP-2017-001 号仲裁事案(ハンドボール) <http://www.jsaa.jp/award/AP-2017-001rev.pdf>。なお、通報者や被害者が匿名を希望する場合には、その意思を尊重し、調査及びその後の処分等において配慮する必要があります。他方で、誹謗中傷や報復の目的で匿名による情報提供がなされることもあるところ、そのような情報提供については、合理的な根拠を示すよう求めることによって対応する(合理的な根拠が示されない場合には対応しないこととする)ことが考えられます。

⁷⁹ 一定の場合、選手及びその関係者は、直接所属するスポーツ団体ではなく、第三者的な立場にある団体に暴力事案等について相談することができ、相談を受けた当該団体が事実関係の調査等を行うこともあります。そのような制度の例として、日本スポーツ振興センターが設置している第三者相談・調査制度 (<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>)、日本オリンピック委員会の相談窓口 (<https://www.joc.or.jp/news/detail.html>)、日本障がい者スポーツ協会の相談窓口 (<http://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>)、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)の相談窓口 (<http://www.japan-sports.or.jp/index/tabid/983/Default.aspx>)が挙げられます。これらの制度においては、ケースに応じて、弁護士等によって公正な調査が行われることも予定されています。

⁸⁰ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

① 弁明の機会の付与

調査の結果、問題となる不祥事の社会的非難の程度や事案の性質によっては、スポーツ団体として、不祥事を起こした指導者本人に対して処分を行うこととなります。

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞くため、本人に弁明の機会を与える必要があります。

この点において、スポーツ団体がその構成員である指導者等に対して懲戒処分等の不利益処分を行う際には、行政手続法等が求めるものと同等の弁明の機会を付与すること、具体的には、処分の対象となる具体的な事実の告知、及び、弁解聴取の機会の確保の2点が必要であると考えられています⁸¹。そのため、スポーツ団体は、本人が十分な弁明を行うことができるよう、弁解聴取の機会を与えるに先立ち、処分の対象となっている具体的な事実を処分の対象者である本人に告知しておくことが求められます。

② 行為と処分の均衡

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。文部科学省「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」⁸²の中の「スポーツ指導に暴力等に関する処分基準ガイドライン(試案)」や平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」⁸³、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」⁸⁴には、類型に分けられた処分基準が記載されています。また、日本体育協会は、平成26年7月に、「公認スポーツ指導者処分基準⁸⁵」を定め、その別表⁸⁶には、類型に分けられた処分基準を定

⁸¹ JSAA-AP-2016-006 号仲裁事案(柔道) <http://www.jsaa.jp/award/AP-2016-006.html>

⁸² http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/1343415.htm

⁸³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁸⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

めており、いずれも非常に参考になります。

③ 処分内容の説明等

そして、スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の具体的な対象事実、処分の内容及びその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(4) 再発防止策の実施

スポーツ団体内部における不祥事の発生を防ぐためには、上記「暴力行為根絶宣言」⁸⁷に基づき、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドライン等の関連規程の作成

文部科学省「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」⁸⁸の中の「スポーツ団体処分手続モデル規程(試案)」や平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」⁸⁹、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」⁹⁰には、スポーツ団体のガバナンスの確立及び暴力行為等の根絶を目的とした処分手続規程のモデル案が記載されており、参考になります。

日本スポーツ協会(旧日本体育協会)に加盟しているスポーツ団体には、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」⁹¹に基づき、倫理や社会規範に関して必要な規程の整備を図ることが求められています。

⁸⁷ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

⁸⁸ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/1343415.htm

⁸⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁹⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

⁹¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

相談窓口を設立し、法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査制度⁹²、日本オリンピック委員会の相談窓口⁹³、日本障がい者スポーツ協会の相談窓口⁹⁴、日本スポーツ協会（旧日本体育協会）の相談窓口⁹⁵のほかにも、既に数多くのスポーツ団体が暴力等に関する相談窓口を設置しており⁹⁶、参考になります。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。

また、処分事案が発生した場合、処分の対象者や被害者のプライバシーに配慮する必要があるものの、その事実関係や処分内容を指導者等のスポーツ団体の構成員と共有することも、不祥事案の発生を抑制することに寄与するものと考えられます。なお、非公開ではなく、そのような周知が事後的に想定されることによって、処分を下す側であるスポーツ団体としても、過去の処分事案との均衡等に配慮するなど、より慎重な判断を求められることとなり、処分内容の公正も促されることになるといえます。

⁹² <https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>

⁹³ <https://www.joc.or.jp/news/detail.html>

⁹⁴ <http://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>

⁹⁵ <http://www.japan-sports.or.jp/index/tabid/983/Default.aspx>

⁹⁶ 日本サッカー協会の「暴力等根絶相談窓口」：http://www.jfa.jp/violence_eradication/
日本バレーボール協会の「体罰・暴力の相談窓口」：<https://www.jva.or.jp/>

(5) 広報 ～社会からの信頼回復

スポーツ団体は、暴力的指導という不祥事に関する社会からの信頼回復のため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分の対象者や被害者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 別紙6 モデル処分基準⁹⁷⁾)

I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等

1. 暴力

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止[中期: 1か月以上6か月以下]とする。
- (2) 被害者が全治1か月未満の傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[長期: 6か月以上]とする。
- (3) 被害者が1か月を超える傷害を負った場合、死亡するに至った場合、重大な後遺障害が残る傷害を負った場合又は刑事処分がされた場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(処分内容を重くする)

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

⁹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

2. 指導者による暴言等

【標準例】

指導者が、特定の競技者(被害者)に対し、人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

3. 先輩後輩間における暴言等

【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学などなど他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

チーム内でのいじめ行為

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」⁹⁸
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」⁹⁹
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁰⁰
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁰¹
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁰²
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁰³
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁰⁴

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」¹⁰⁵
- ・ 172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4)

⁹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

⁹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁰⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁰¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁰² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁰³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁰⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁰⁵ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

暴力の根絶、セクハラ・パワハラ¹⁰⁶の禁止」

- ・ 185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン（2）不祥事発生時の対応」¹⁰⁷

¹⁰⁶ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

¹⁰⁷ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf